

## 議会運営委員会議次第

日 時 平成29年5月23日(火)  
午後1時30分～  
場 所 第1委員会室

### 1. 議 題

- ① 平成29年第2回二宮町議会定例会の運営について

平成29年第2回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	固定資産評価員の選任について
2	農業委員会委員の任命について
3	農業委員会委員の任命について
4	農業委員会委員の任命について
5	農業委員会委員の任命について
6	農業委員会委員の任命について
7	農業委員会委員の任命について
8	農業委員会委員の任命について
9	農業委員会委員の任命について
10	農業委員会委員の任命について
11	農業委員会委員の任命について
12	農業委員会委員の任命について
13	農業委員会委員の任命について
14	専決処分の承認を求めることについて (二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
15	二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
16	二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例
17	二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
18	消防ポンプ自動車購入物品供給契約について
19	平成29年度二宮町一般会計補正予算(第1号)
報告 1	平成28年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について
報告 2	平成28年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
報告 3	平成28年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 29 年第 2 回 二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	<p>固定資産評価員の選任について</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日の人事異動に伴い、政策総務部長が交代しましたので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、固定資産評価員の選任について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
2	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
3	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
4	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
5	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
6	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
7	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
8	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
9	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
10	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>

番号	議案名及び議案内容等
11	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
12	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
13	<p>農業委員会委員の任命について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
14	<p>専決処分承認を求めることについて(二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置に係る所得判定基準が改正されたため、本条例に必要な改正を行ったものです。 【例規集 2-3851】(福祉保険課)</p>
15	<p>二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事院規則の一部が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-4051】(総務課)</p>
16	<p>二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例</p> <p>道路交通法の一部改正により自動車の種類として新たに準中型自動車設けられたことに伴い、利用車両の種別及び駐車料金を定めるため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 2-5671】(都市整備課)</p>
17	<p>二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 2-7121】(消防課)</p>
18	<p>消防ポンプ自動車購入物品供給契約について</p> <p>予定価格が 700 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、消防ポンプ自動車の購入について、物品供給契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求めるものです。(消防課)</p>

番号	議案名及び議案内容等
19	<p>平成 29 年度二宮町一般会計補正予算（第 1 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 10,098 千円を追加し、予算総額を 7,686,098 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、財政調整基金繰入金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、コミュニティバスの運行改変に伴う経費の増です。</p>
報告 1	<p>平成 28 年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について</p> <p>地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、二宮町土地開発公社の経営状況を報告するものです。</p>
2	<p>平成 28 年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について</p> <p>継続費として議決を経た、道路台帳電子化整備事業他 1 事業について、地方自治法施行令第 145 条第 1 項等の規定により、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。</p>
3	<p>平成 28 年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>繰越明許費として議決を経た、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業外 4 事業について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。</p>

議案等の発送日 平成 29 年 5 月 26 日（金）

## 平成 29 年第 2 回二宮町議会定例会 議事及び会期日程（案）

（平成 29 年 5 月 23 日開催 議会運営委員会）

6 月 2 日（金）		9：00	議会運営委員会	
		9：30	本会議	
1 審 議 案 件	①諸報告			執行者側より
	②署名議員の指名について			5 番 杉崎 俊雄 議員 8 番 野地 洋正 議員
	③会期の決定について			6/2～6/9 8 日間
	④北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情			協議事項 (陳情第 3 号)
	⑤子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情			協議事項 (陳情第 4 号)
	⑥神奈川県最低賃金改定等についての陳情			協議事項 (陳情第 5 号)
	⑦子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の中止と検診体制の刷新、接種者全数健康調査を国に対して強く求める意見書の提出について			即決 議員提出議案第 1 号
	⑧固定資産評価員の選任について			即決 議案第 16 号
	⑨農業委員会委員の任命について			即決 議案第 17 号
	⑩農業委員会委員の任命について			即決 議案第 18 号
	⑪農業委員会委員の任命について			即決 議案第 19 号
	⑫農業委員会委員の任命について			即決 議案第 20 号
	⑬農業委員会委員の任命について			即決 議案第 21 号
	⑭農業委員会委員の任命について			即決 議案第 22 号
	⑮農業委員会委員の任命について			即決 議案第 23 号
	⑯農業委員会委員の任命について			即決 議案第 24 号
	⑰農業委員会委員の任命について			即決 議案第 25 号
	⑱農業委員会委員の任命について			即決 議案第 26 号
	⑲農業委員会委員の任命について			即決 議案第 27 号
	⑳農業委員会委員の任命について			即決 議案第 28 号
	㉑専決処分の承認を求めることについて (二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)			即決 議案第 29 号
㉒二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例			総務建設経済常任委員会 に付託 議案第 30 号	

	㉓二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会に付託 議案第 31 号
	㉔二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会に付託 議案第 32 号
	㉕消防ポンプ自動車購入物品供給契約について	即決 議案第 33 号
	㉖平成 29 年度二宮町一般会計補正予算（第 1 号）	即決 議案第 34 号
	㉗平成 28 年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告 報告第 1 号
	㉘平成 28 年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	報告 報告第 2 号
	㉙平成 28 年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	報告 報告第 3 号
2	6月 3日（土） 休会	
3	6月 4日（日） 休会	
4	6月 5日（月） 本会議 休会	
	9：30 総務建設経済常任委員会	付託案件審査
	教育福祉常任委員会	付託案件審査
5	6月 6日（火） 休会	● 休会；一般質問前
6	6月 7日（水） 9：30 本会議	一般質問受付 5/26 9:00 ~ 5/31 正午
	一般質問	
7	6月 8日（木） 9：30 本会議	
	一般質問	
8	6月 9日（金） 13：00 本会議	報告・質疑・討論・表決
	委員長報告（条例・陳情）	
	本会議終了後 議会全員協議会	

● 協議・確認事項

1. 請願及び陳情の取扱い・執行者への出席要請について

陳情審査案件	趣旨説明	取扱い	執行者出席要請
④北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 無
⑤子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (教育長以下) <input type="checkbox"/> 無
⑥神奈川県最低賃金改定等についての陳情	有	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 無

※条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

2. 6月6日(火)一般質問の前日のため休会日



● 協議・確認事項

1. 請願及び陳情の取扱い・執行者への出席要請について

陳情審査案件	趣旨説明	取扱い	執行者出席要請
④北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 無
⑤子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (教育長以下) <input type="checkbox"/> 無
⑥神奈川県最低賃金改定等についての陳情	有	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 無

※条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

2. 6月6日(火) 一般質問の前日のため休会日

平成29年5月8日

二宮町議会議長  
二見 泰弘 様

平塚市明石町22-3-301  
幸福実現党平塚後援会  
代表 小柳津 基司



### 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情

#### 〈陳情趣旨及び理由〉

平成29年3月8日に北朝鮮が発射した4発のミサイルのうち3発が日本の排他的経済水域に着弾しました。その後、トランプ米大統領は、対北朝鮮に対する圧力を加えるためにこれまでにない兵力を朝鮮半島に集結させています。現在の朝鮮半島情勢は最大の緊張下にあるといっても過言ではありません。

4月16日には軍事パレードに続いて弾道ミサイルを発射し、失敗に終わりましたが、さらなるミサイル発射や6回目の核実験の兆候が米韓の調査で明らかになっており、今後何があってもおかしくない状況にあります。

3月のミサイル発射は「在日米軍基地を標的した訓練」であったと発表していることや、核の小型化にむけた技術も進んでおり、日本の本土に北朝鮮のミサイルが飛んでこないとも限りません。

北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難です。たとえ迎撃できたとしても、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが予想されます。その対応策は、「国民保護法」第16条(市町村の実施する国民の保護のための措置)の中にも明記されていますが、避難訓練は行われていません。

北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、市民を守ることはできません。よって下記陳情致します。

#### 〈陳情事項〉

- 1 「国民保護法」第16条(市町村の実施する国民の保護のための措置)に基づき、国民の保護を迅速かつ的確に実施すること。
- 2 武力攻撃の緊急事態から国民の生命、及び財産を守るために『国民保護法』を市民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を啓蒙すること。
- 3 万が一、北朝鮮が発射したミサイルが日本に着弾した場合に備え、核やサリンなどを想定した避難訓練を貴自治体で実施すること。
- 4 国の指示を待ついとまがない場合には、知事や貴職の迅速な判断のもと、適確な救援活動を実施すること。
- 5 朝鮮半島有事の際に発生した難民の対応策を早急にすすめること。
- 6 武装テロや武装難民などへの適切な対策を講じること。

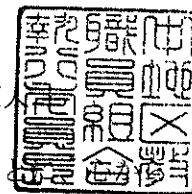
以上

# 子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、 教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

平成29年5月16日

二宮町議会議長  
二見 泰弘 様

陳情者 平塚市浅間町12-41  
中地区教職員組合  
執行委員長 島崎 直人



## 《陳情趣旨》

これまで、二宮町の教育の発展に対しまして、様々な場面でご尽力されていることに敬意を表します。

さて、この間、中地区教職員組合では、子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」に結集し、少人数学級の実現を始めとした教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向けとりくみをすすめてきました。

文科省は学校教育法施行規則を改正し、外部人材が部活動を指導したり生徒を大会に引率したりできる「部活動指導員」を制度化しました。しかし、導入に関して身分や報酬等をはじめとした部活動指導員に係る規則等の整備は学校の設置者にゆだねられている面があり、予算上の問題からも前に進んでいない状況です。また、日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校等の課題など、学校をとりまく状況はさらに複雑化、困難化しており、学校に求められている役割は拡大しています。また、次期学習指導要領の実施により、授業時数や「プログラミング教育」の導入を含む教育のICT化等が必要となる授業内容が増加します。こうしたことの解決にむけて少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善と、補助金等を含む教育予算の増額が不可欠です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。国の予算に占める教育費の割合も先進国中で低位のままです。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善と教育予算の増額が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、都道府県財政を圧迫し、教育条件格差が生じています。しかしながら、義務教育の根幹は、全国どこでも一定の教育条件により、子どもたちへの教育を保障するものです。自治体の財政状況に左右されることなく、安定した義務教育の実施のためにも義務教育費国庫負担制度の堅持は重要です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。二宮町議会におかれましては、子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度堅持・拡充について、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して地方自治法99条の規定により、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

## 《陳情事項》

- 1 子ども、保護者のニーズに応じたきめ細かな教育を実現し、ゆたかな教育環境を整備するため、少人数学級の実現と学級規模の弾力化を推進すること。
- 2 保護者負担軽減のため、教育予算を増額すること。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 3 義務教育制度は、教育の機会均等、水準確保、無償制を根幹としている。それを支えるための義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担を最低でも従前の2分の1まで拡充すること。

以上

2017年5月16日

## 神奈川県最低賃金改定等についての陳情

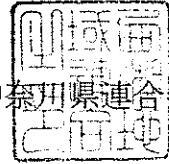
二宮町議会

議長 二見 泰弘 殿

陳情者

団体名 日本労働組合総連合会神奈川県連合会  
西湘地域連合

代表者 議長 齊藤 政和  
所在地 平塚市宮松町6-10 チサカビル2F  
電話番号 0463-25-1177



### 1. 陳情の趣旨

2017年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情致します。

- (1) 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- (2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
  - ①国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
  - ②公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかること。
- (3) 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を図ること。

以上

### 2. 陳情の理由

政府は2016年6月2日「ニッポン一億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」について、閣議決定を行った。この中で、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図るとしている。

一方、連合における2017年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却」をキーワードとして、4年連続での2%台の賃上げがなされたが、伸び率と金額は共に昨年に比べて鈍化した。(4月13日連合発表)

また、今年の特長点としては、昨年に引き続き中小企業における引上げ額が大手企業の水準を超えるなど賃金格差の是正や、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金(ベア)の引き上げがなされたことなどがあげられ、社会的な課題に対する賃金の引き上げの流れは着実に前進している。

2016年度の神奈川県最低賃金の水準は930円です。この水準を年収換算すると約194万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準です。(法定労働時間173.8時間×12ヶ月)

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させる必要があります。

その実現にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること。公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増などに対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化などについて継続した取り組みが求められています。

加えて、本年3月28日「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を実現していく必要があります。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、国に意見書を提出されますようお願い致します。

以上